

□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□

計画書本文に*印のついた用語について、以下に解説をおこなっています。

あ行

アグリビジネス：生産活動のみならず、加工・流通・情報・交流といった分野に進出することで、付加価値の高い農産物の生産や雇用創出などの経済効果を生み出す農業経営のこと。

安全安心まちづくり条例：最近の犯罪情勢の悪化にともない、地域社会を構成する住民・事業者・町・警察および関係機関団体が連携・協働して、犯罪のない安全で安心して暮らせる町づくりを推進するために、必要な事項を定めたもの。地域の安全のために、それぞれの立場における役割を明文化することにより、安全安心のための自覚が生まれ、より一層の自主防犯活動の推進が図られることを目的とした条例。

延焼遮断帯：火災が発生した際に、延焼を防ぐための道路・河川・鉄道・公園・緑道などの帯状の不燃空間のこと。

温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをもつガスのこと。地球温暖化の原因として排出量の削減が課題となっている。

か行

街区公園：街区内に居住する人が利用できるように整備された小規模な公園。敷地面積の標準は0.25ha。

介護保険制度：40歳以上の国民が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則10%）を支払って介護サービスを利用する制度。

介護保険事業：介護保険に基づく事業で、在宅サービスや施設サービスに関して様々なメニューがある。

介護保険法：介護保険に関する基本的な内容を定めた法律。

ガイドヘルプ事業：主に視覚障害者の方が公的機関や医療機関、社会参加などに出向く時におこなう外出介助をいう。

学校評議員制度：地域住民の学校運営への参画や地域に開かれた学校づくりの促進を目的とした制度。学校ごとに地域から評議員（5名以内）を選び、学校長から経営方針などについて説明をおこない、それに対して助言・支援などをあおぐ。

環境基本計画：環境問題に関する基本的・総合的・長期的な計画。当該分野に関する課題認識や、将来像の設定、基本施策の整理などをおこなうものであり、地方自治体により策定が進みつつある。

環境ホルモン：生体の成長、生殖や行動に関するホルモンの作用を阻害する性質を持っている化学物質のこと。ダイオキシン・PCB・DDTなどがある。

近隣公園：近隣に居住する人が利用できるように整備された公園。敷地面積の標準は2.0ha。

区域区分制度（線引き）：市街化区域と市街化調整区域を区分する制度で、計画的な都市づくりを推進する代表的な手法。

繰入金：一般会計、特別会計、基金などの間において、相互に資金運用の方法として、各会計の経理する資金を他の会計で受け入れるときの収入。

クーリングオフ制度：強引なセールスなどで、消費者が十分に考える余裕のないままに、申込みや契約を結んでしまったときに生じる被害を防ぐための制度。購入などの契約をした後にも一定期間内であれば、理由を説明することなく一方的に契約を解除できる。

群馬県東部地域水道用水供給事業：1991年度（平成3年度）に国が制定した関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱において、東毛地区が地盤沈下対策重点地区に指定されたことにもない、水源を地下水から表流水に転換していくことが強く求められ、1997年度（平成9年度）から県の事業として始まった用水供給事業。対象地域は太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町。

経常収支比率：市町村の財政構造の弾力性を測定する比率。人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税などの経常的な収入（一般財源）がどの程度充当されているかをみることで、その自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられている。

建築協定：地域の特性などに基づき、建物の高さ、壁面位置、垣や柵の種類などについて地域住民同士が話しあって建築基準法に基づいて定める制度。区域内の関係権利者全員の同意を必要とする。

合計特殊出生率：一人の女性が一生のうちに出産する平均の子ども数。

公債費：市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の償還利息。

国民保護法：武力攻撃や大規模テロといった有事の際に、国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃にともなう被害を最小限にするため、国・県・市町村及びその他の関係機関の役割分担やその具体的な措置を規定したもの。

個人情報保護法：個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業者に対して個人情報の取り扱い方法を定めた法律。個人情報や個人のプライバシーの保護を図ることを目的としている。

さ行

財政の硬直化：施設の維持管理経費や福祉のために使われる扶助費、地方債償還のための公債費及び人件費などの経常的支出が増え、自由に使える経費（投資的経費）が減少していくことにより弾力性が失われていく状態。経常収支比率は、一般的に都市部は 75%、町村は 70%程度が妥当と考えられ、これが各々 5%を超えると弾力性を失いつつあると考えられている。

酸性雨：石炭や石油などの化石燃料の燃焼などによって大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物が、雲粒に取り込まれて複雑な化学反応を起こし、強い酸性になる。これらが降雨などにより降下することで樹木や建物などに害を与えているとわれている。

市街化区域：概ね 10 年以内に優先的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域：都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

市街地整備事業：市街地を整備するための手法の総称。土地区画整理事業や市街地再開発事業のような法律に基づく事業以外に、任意に土地を買収して行なう道路整備、公園整備、広場整備なども含まれる。

自主財源比率：市町村が、中央政府に依存しないで独立に調達できる財源（町税、使用料、手数料、寄附金など）で、全体の収入に対するこれらの収入の割合。

指定管理者制度：これまで公共的な団体などに限定されていた公（おおやけ）の施設の管理を、指定された民間事業者などに委ねることができる制度。

児童委員：児童に関する生活環境を把握し、その保護や福祉について援助や指導をおこなう。民生委員が兼務している。

姉妹都市：教育・文化などの交流を通し親善を目的として国際的に結びついた都市と都市。

社会実験：社会的に大きな影響を与える可能性のある施策の導入を検討している時に、場所と期間を決めて、住民などの参加により施策の試行及び評価をおこなうこと。

住宅マスタープラン：住宅政策に関する基本的・総合的・長期的な計画。当該分野に関する課題認識や将来像の設定、基本施策の整理などをおこなうもの。1999年（平成11年）3月に策定が完了している。

浄化槽：下水道などが整備されていない地域でトイレの水洗化をするときに設置すべきもの。水洗トイレからの汚水や、台所、ふろ場などからの生活雑排水を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための設備。

消費者契約法：事業者と消費者との取引において、悪徳商法などから消費者を保護する法律。消費者と事業者の間で結ぶすべての契約を対象とし、事業者の不適切な行為により結んだ契約を取り消すことができる。

政策の進行管理：行政がその政策を進めていく途中段階で、その効果や課題などを検証し、以後の施策に活かしていくこと。

生産年齢人口：15歳以上～65歳未満の人口。

製造物責任法（PL法）：製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者が製造会社などに対して損害賠償を求めることができる法律。

総合公園：住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用に供することを目的とした公園。敷地面積の標準は10～50ha。

た行

大規模指定集落：市街化調整区域において、一体的に日常生活圏を構成している集落（知事があらかじめ指定した区域）に存する土地又は規則で定められた周辺区域で、要件に該当した場合、自己用の住宅などの建築を目的とした開発が可能な区域。

第三者行為求償事務共同事業：交通事故で被った保険（医療）給付について、町からの求償事務の委託を受けている群馬県国民健康保険団体連合会が加害者（損保保険会社など）へ損害賠償請求権を行使するにあたって、診療明細書等（写し）を請求資料として提出すること及び自賠責保険への残額調査などについて同意することを目的とした事業。

地域水道ビジョン：水道事業者が、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための方策などを示すもの。目標期間を10年程度とし、2008年度（平成20年度）頃までに策定する予定。

地域包括支援センター：地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、主に包括的支援事業（介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、被保険者に対する虐待の防止や早期発見などの権利擁護事業、支援困難ケースへの対応など）を地域において一体的に実施する介護予防の中核拠点となる機関。

地区計画制度：全国一律の用途地域制度を補うため、住民参加により、建築できる建物の用途・構造・高さ・壁面の位置・垣や柵の形態・地区施設の位置などを定めるもの。地区整備計画の内容を条例で定めることにより法的拘束力がはたらく。

地区公園：徒歩圏域内に居住する人が利用できるよう整備された公園。敷地面積の標準は4.0ha。

地産地消：「地元生産～地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

地方債：市町村が社会資本の整備などをおこなうために、必要な財源を調達するための債務。近年は、国や地方公共団体の財源不足や、減税による財源の減少を補てんするために地方債を発行することもある。

中核農家：農家一戸当たりの平均耕作面積の2倍の経営面積（2.02ha）の農家。

調整池：洪水の発生を防ぐために、流域に降った雨を一部だけ流し、残りを調整池に貯め、雨がやんでからゆっくり流す施設。

デイサービス：要介護者又は要支援者が老人デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供とその介護、生活についての相談・助言、健康状態の確認といった日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスのこと。「通所介護」ともいう。

投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、施設などストックとして将来に残るものに支出される経費（道路や建物などの建設事業費や用地の購入費、災害復旧費など）。

都市計画決定：国・都道府県・市町村の都市計画審議会において、特に根幹的な都市計画（地域地区・都市施設など）を定めること。

都市計画道路：都市計画法に基づいて定められた道路。都市計画審議会での検討を経て公式にその線形と幅員が定められる。計画区域内での建築に制限が加えられる。

都市計画マスタープラン：都市づくりに関する基本的・総合的・長期的な計画。当該分野に関する課題認識や将来像の設定、基本施策の整理などをおこなうものであり、邑楽町では、2005年（平成17年）春に策定が完了している。

土地開発事業指導要綱：一定水準の市街地の形成を図るため、開発行為にあたって事業者に協力を要請するための決まり。法的な拘束力はもたない。

土地区画整理事業：土地区画整理法に基づく市街地開発事業のうちの一つ。宅地の形状を整えるとともに、土地の一定割合を減歩（げんぶ）として公共施設のために提供しあうことで道路や公園などの都市基盤を整備していく事業。

ドライ化：床に水をこぼさないで常に乾燥させ、細菌の繁殖を防ぐための調理場方式。ドライ対応機器などを使用して調理作業中に床に水が飛び散らないように配慮し、常に床を乾いた状態で使用できるよう、温度・湿度などを調整して調理場の環境を整える。

な行

ニート：就業・就学・職業訓練のいずれもしていない人。英語の Not in Employment, Education or Training の頭文字からきている。

農業経営改善計画：農業経営の意欲と能力のある人が、年間労働時間、生涯所得を地域の他産業従事者と遜色ない水準とすることを目指して、自らの農業経営の改善（経営規模の拡大・生産方式の合理化など5年後の目標）を図るための計画。この計画が市町村長の認定を受ければ「認定農業者」となる。

農業集落排水事業：農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水又は雨水を処理する施設を整備する事業。農業用の用排水の水質保全・農業用排水施設の機能維持、又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与することが目的。

農業振興地域：農業の振興を図るため、農業生産基盤などへの投資を優先させ、市街化は抑制される地域のこと。

は行

バリアフリー化：バリアとは「障害・障壁」。バリアフリーとは「障害・障壁になるものを取り除く」という意味で、施設や屋外空間に段差などの障害・障壁をなくすこと。

ファミリー・サポート・センター事業：子どもの保育の面で援助を受けたい人と、援助をおこないたい人がそれぞれ会員になり、援助をおこないたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬でサービスを提供する互助援助組織による子育て支援事業。

フィッシング詐欺：実在の金融機関やクレジットカード会社などを装った電子メールを送り、にせの Web サイトに誘導し、暗証番号やクレジットカード番号などを搾取する詐欺。

扶助費：市町村が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）や条例に基づき、被扶助者に対して支給する費用。

フリーター：会社や団体組織に正社員や職員として所属せず、**時給**や日給による給与を主な収入源としている人。

ふれあいサロン：地区公民館などを利用し、地域の高齢者などが身近に集える場（サロン）を設け、会食会や健康教室、歓談などで交流を深める事業。

ホームヘルプサービス：在宅介護を図るために、要介護認定非該当者などで、自立した日常生活を送ることが困難である人に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事や身のまわりの援助、日常生活上の相談や援助をおこなうこと。

ほ場整備：農作業の効率を高めるため、小さく不整形な水田を規模の大きな四角形に整えること。

補助費：主な経費は、謝金・謝礼・負担金・補助金・公営企業への繰出金など、その支出の目的、根拠、対象などによって多種多様である。

保留地：土地区画整理事業において、地権者が出しあつた土地のうち、売却処分して事業費にあてる区域。

ま行

民生委員：地域住民からの社会福祉に関わる相談に応じて様々な支援をおこない、地域に根ざした福祉活動を任務とする民間の奉仕者。広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が地域から選出され、民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

や行

有効求人倍率：ハローワークへ申し込まれている「有効求職者（就職希望者）」に対する「有効求人（募集）」の比率をいい、有効求職者1人当たりの有効求人数を表す雇用情勢の指標で、1.0倍を超えると労働力不足、1.0倍未満は労働力過剰であることを表す。

友好都市：文化交流や親善を目的に都市同士が協定を結び、文字どおり友だちのように親しい関係となって市民同士が交流することを目指したもの。

ユニバーサル・デザイン：ユニバーサルとは「普遍的な、全体の」という意味。言語の違い、障害の有無、老若男女といった差異に関わらずに利用できる設計・工業デザイン。バリアフリー概念の拡張形で、「最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること」をいう。

要介護認定：介護保険制度において、訪問調査・主治医の意見書・介護認定審査会における判定などを経て、介護が必要な状態であることを認定すること。

用途地域制度：市街化区域内などにおいて、建築できる用途・形態・建ぺい率・容積率などをゾーン分けして定める制度。

ら行

流域関連邑楽町公共下水道事業計画：邑楽町全体面積の3,112haのうち、開拓地区を除く市街化区域の中野地区を中心として、篠塚地区・石打地区・藤川地区の一部を計画区域とした685haについて、1993年度（平成5年度）から下水道整備を推進している計画。

老人クラブ：在宅老人福祉対策事業の社会活動促進事業のひとつで、60歳以上の人が加入し、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織。生きがい活動やボランティア、教養、スポーツ活動を自主的にこなしている。

老年人口：65歳以上の人口。

わ行

ワークショップ：「体験型の講座」の意味。町づくりの分野では、住民同士の話し合いで町のあり方や施策などを検討・提案していく住民参加の場のこと。